

外貨建投資信託の定期積立取引取扱規定

第1条（規定の趣旨）

この規定はお客様が au カブコム証券株式会社（以下「当社」といいます。）と契約する外貨建投資信託の定期積立サービス（以下「外貨建投資信託積立」といいます。）に関する取り決めです。

第2条（取扱商品）

買付けることができる外貨建投資信託は、当社が選定する商品（以下「選定外貨建投資信託」といいます。）とします。

第3条（外貨建投資信託の選定）

- (1) お客様は選定外貨建投資信託の中から買付を行う商品を指定するものとします。（以下「お客様が指定され、買付を行う外貨建投資信託」を「指定外貨建投資信託」といいます。）
- (2) お客様は指定外貨建投資信託を複数選択する事が出来ます。

第4条（申込方法）

- (1) お客様が外貨建投資信託積立をご利用されるためには、予め当社の証券口座を開設されている必要があります。
- (2) 外貨建投資信託積立のお申込はインターネットにより行うものとします。また、申込の受付については、当社オンライン・トレード取扱規定に定める注文受付にかかる規定に準じるものいたします。
- (3) お客様が外貨建投資信託積立により買付を行う場合は、予め各指定外貨建投資信託の目論見書および目論見書補完書面（投資信託）の内容をよくご理解いただく必要があります。お客様は外貨建投資信託積立による買付申込と併せて各指定外貨建投資信託の取引約款に基づく申込も同時に行うものとします。

第5条（金銭の払込）

お客様は、外貨建投資信託積立に係る金銭の払込を以下のいずれかの方法で行うものとします。

- (1) 当社に開設されている証券口座のお預り金から払込んでいただく方法
- (2) 予めお客様にご指定いただいている金融機関の預貯金口座の口座振替（以下「銀行引落」といいます。）により払込んでいただく方法
- (3) au じぶん銀行のリアルタイム口座振替（スムーズ入金といいます。）により払込んでいただく方法
- (4) 予めお客様にご指定いただいている金融機関の預貯金口座の口座振替（三菱 UFJ ファクター株式会社が提供する“その他金融機関からの口座振替”）により払込んでいただく方法
- (5) 自動引落リトライサービスをお申込済みの場合に限り、銀行引落が（資金不足で）失敗後に再度の引き落としによる方法

第6条（外貨建投資信託の買付指示）

- (1) お客様は、指定外貨建投資信託毎に、毎月一定の買付日（以下「指定日」といいます。）、買付金額（所要額以上 1 円単位の金額）、第 5 条に定める金銭の払込を行う日を指定できます。ただし第 5 条 3 項による金銭の払込の場合に限り、指定日の取り扱いは、当社が定めるものとします。
- (2) 指定日が当社営業日でない場合、当社は指定日の翌営業日をお客様が第 5 条に定める金銭の払込を行う日とします。

- (3) お客様が、指定日が存在しない日（29日・30日・31日）を指定した場合は、翌月の第一営業日を指定日として取扱います。
- (4) お客様は年2回以内で特定月に買付を行う金額を増額することができます。

第7条（指定外貨建投資信託の買付）

- (1) 当社はお客様の指示に従い、毎月指定日の翌営業日（以下「買付日」といいます。）に指定外貨建投資信託の買付を行うものとします。
- (2) 指定日の当社が定める時刻までに、第5条に定める金銭の払込がない場合には、指定外貨建投資信託の買付を行いません。
- (3) 上記にかかわらず、指定外貨建投資信託の委託者が買付の申込の受付を中止または取り消した場合は、当該月の買付を行わないものとします。

第8条（買付に関する留意事項）

- (1) 外貨建投資信託の買付に係る金銭を銀行引落しにて払込む場合には、当該金銭は指定外貨建投資信託の買付に係る金銭として拘束され、その他の金融商品の買付に係る資金に充当できないものとします。
- (2) 第7条の条件を満たし発注済となった外貨建投資信託積立の注文を、個別にお取消いただくことは出来ません。外貨建投資信託積立の注文のお取消は、第11条に定める方法により申し込み内容の中止措置をいただく必要があります。

第9条（再投資および返還）

指定外貨建投資信託の果実の再投資および返還については、各指定外貨建投資信託の目論見書、目論見書補完書面（投資信託）および取引約款に従うものとします。

第10条（取引および残高の通知）

- (1) 当社は、外貨建投資信託積立による取引の明細については取引報告書により約定後遅滞なく通知するとともに、取引残高報告書により残高および再投資後の取引明細を通知します。
- (2) 前項に定める取引報告書および取引残高報告書については、書面による交付に代えて金融商品取引法に従い電子情報処理組織を使用する方法により提供することがあります。

第11条（申込内容の中止・変更）

お客様はインターネットにより、所定の手続きにしたがって、外貨建投資信託積立の申込内容の中止・変更を行うことができるものとします。

第12条（選定外貨建投資信託の除外）

選定外貨建投資信託が次の各号のいずれかに該当した場合、当社は選定外貨建投資信託から除外することができるものとします。なお、この場合、当社はお客様に遅滞なく通知するものとします。

- (1) 選定外貨建投資信託が償還されることとなった場合もしくは償還された場合
- (2) 選定外貨建投資信託の買付口座数が当社の定める口座数以下となった場合
- (3) その他当社が必要と認める場合

第13条（解約）

外貨建投資信託積立は次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。

- (1) お客様が当社所定の手続きにより、外貨建投資信託積立の解約を申し出た場合
- (2) お客様が当社の証券口座を解約された場合
- (3) お客様の指定外貨建投資信託が前条の規定に従い選定外貨建投資信託から除外された場合
- (4) 当社が外貨建投資信託積立の解約を申し出た場合
- (5) 当社が外貨建投資信託積立を営む事が出来なくなった場合

第 14 条（規定の変更）

この規定は、法令の変更、監督官庁の指示又は日本証券業協会等が定める諸規則の変更若しくはその他当社が必要と判断したときには民法第 5 4 8 条の 4 の規定に基づき変更されることがあります。変更を行なう旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知します。

第 15 条（その他）

お客様に対し当社よりなされた外貨建投資信託積立に関する諸通知が転居、不在その他お客様の責に帰すべき事由により延着し、または到着しなかった場合においては、通常到達すべき時に到達したものととして取扱うことができるものとします。

（2019 年 12 月 改訂）

（2020 年 5 月 改訂）

（2024 年 10 月 改訂）